

国立大学法人高知大学教員人事の実施要項

平成 22 年 3 月 31 日
学 長 裁 定

最終改正 平成 30 年 9 月 26 日

(目的)

- 1 この要項は、国立大学法人高知大学教員選考規則第 6 条第 1 項に基づく教員（国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則及び国立大学法人高知大学特任職員就業規則が適用される者は除く。）の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(人事の要請)

- 2 学部教授会、研究科委員会（以下「学部教授会等」という。）は、全学教育機構会議に採用及び昇任（以下「採用等」という。）を要請する。
- 3 医学部附属病院の診療にかかわる教授、准教授、講師及び助教の人事については、医学部附属病院の要請により、医学部附属病院教員選考会議又は学系において選考手続を行う。ただし、教授については、医学部附属病院の予算により雇用する者に限るものとする。

(全学教育機構会議)

- 4 全学教育機構会議は、第 2 項による学部教授会等からの採用等の要請内容を確認、調整、審議を行い、これを基に人事案を作成し、全学教員人事審議会に発議する。

(全学教員人事審議会)

- 5 全学教員人事審議会は、前項により発議された人事案を確認し、教育研究部会議に発議内容に対する研究上の要求のマーヅを依頼する。
- 6 全学教員人事審議会は、第 9 項により報告されたマーヅ結果を審議し、役員会に具申する。
- 7 全学教員人事審議会は、第 13 項第 2 号による学系教授会からの依頼に基づき審査する。

(教育研究部会議)

- 8 教育研究部会議は、第 12 項により提出された学系の研究上の要求及び第 18 項により提出された研究拠点の研究上の要求を取りまとめる。
- 9 教育研究部会議は、第 5 項により依頼された発議内容と前項により取りまとめた研究上の要求をマーヅし、全学教員人事審議会に報告する。

(役員会)

10 役員会は、第6項による全学教員人事審議会からの具申に基づく人事案を確定し、学系教授会に候補者の選考を依頼する。

11 役員会は、第13項第3号又は第21項により学系教授会又は医学部附属病院教員選考会議から推薦された候補者の人事を審議・決定する。

(学系教授会)

12 学系教授会は、第14項により部門から提出された研究上の要求をとりまとめ、教育研究部会議に提出する。

13 学系教授会は、次に掲げる選考手続を行う。

(1) 第10項による役員会からの依頼、第3項による医学部附属病院からの要請及び第20項による医学部附属病院教員選考会議からの依頼に基づき、その選考について当該部門会議に依頼する。

(2) 第15項第2号による部門会議からの推薦を受け、候補者について審議し、医学部附属病院の予算により雇用する教員以外の人事については全学教員人事審議会に、医学部附属病院の予算により雇用する教員の人事については医学部附属病院教員選考会議に候補者の選考過程及び結果に係る審査を依頼する。

(3) 第7項に定める全学教員人事審議会の審査結果に基づき、候補者を役員会に推薦する。また、その旨を教育研究部会議に報告する。

(部門会議)

14 部門会議は、研究上の要求を学系教授会へ提出する。

15 部門会議は、次に掲げる選考手続を行う。

(1) 第13項第1号による学系教授会からの依頼に基づき教員選考委員会を設置し、次項に掲げる選考委員を選出する。

(2) 第17項により教員選考委員会から推薦のあった候補者について審議し、学系教授会に候補者を推薦する。

16 教員選考委員会の委員には、選考を行う部門の教員のほか、他部門の教員及び発議学部等の専任担当教員を複数名選出する。

(教員選考委員会)

17 教員選考委員会は、候補者の選考を行い部門会議に推薦する。

(研究拠点会議)

18 研究拠点会議は、研究上の要求を教育研究部会議へ提出する。

(教授選考)

19 教授選考については、この要項に定めるもののほか、国立大学法人高知大学における教授選考の在り方について（平成 29 年 1 月 20 日 学長裁定）による手続きを行う。

（医学部附属病院教員選考会議）

20 医学部附属病院教員選考会議は、第 3 項による医学部附属病院からの採用等（医学部附属病院の予算により雇用する教員の人事に限る。）の要請内容を確認、調整、審議を行い、人事案を確定し、学系教授会に候補者の選考を依頼する。

21 医学部附属病院教員選考会議は、第 13 項第 2 号による学系教授会からの依頼に基づき、候補者の選考過程及び結果に係る審査を行い、審査結果に基づき、候補者を役員会に推薦する。

附 則

1 この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年度首までの教員人事の実施要項（平成 21 年 4 月 1 日学長裁定）は廃止する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日学長裁定）

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 26 日から施行する。